



2024年2月8日

各位

会社名 株式会社タムロン
代表者名 代表取締役社長 桜庭 省吾
(コード番号 7740 東証プライム)
問合せ先 執行役員経営戦略本部長 野中秀行
(TEL. 048 - 684 - 9111 (代))

役員に対する業績連動型株式報酬制度の変更に関するお知らせ

当社は、2018年3月28日開催の第71期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象として信託を用いた「業績連動型株式報酬制度」（以下「本制度」といいます。）を導入することをご承認いただき、2018年5月10日より本制度を運用しております。

2023年12月19日付で別途公表いたしました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、当社は、2024年3月27日開催予定の第77期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）においてご承認を得られることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

これに伴い、本制度に係る報酬枠を、その内容を一部変更のうえで、監査等委員会設置会社移行後の当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「取締役」といいます。）に対する報酬枠としてあらためて設定する旨の議案（以下「本議案」といいます。）を本株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の内容の一部変更・継続について

当社は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度を導入し、運営してまいりました。

今般、本株主総会において、監査等委員会設置会社移行のための定款変更議案および本議案が原案のとおり承認可決されることを条件として、本制度の内容を一部変更のうえで継続することといたします。

なお、主な変更点は以下のとおりです（詳細は2. をご参照ください）。

項目	変更前	変更後
本制度の対象者	取締役（社外取締役を除く）	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）
株式交付時期	退任時	在任時（原則として毎事業年度）
譲渡制限	なし	あり（原則として退任時まで）

2. 変更後の本制度の概要

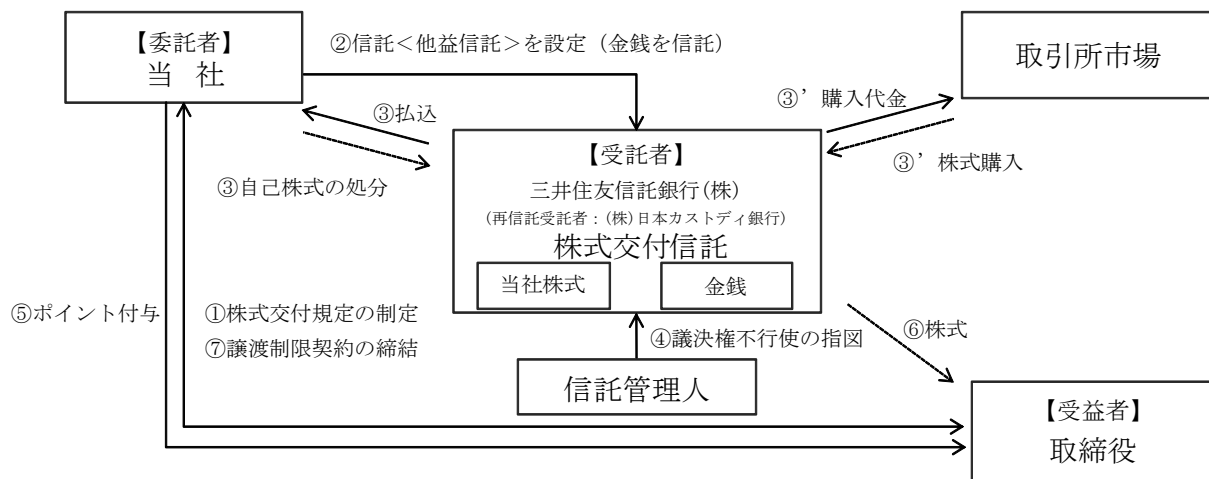
(1) 本制度の仕組み

本制度は、本信託が当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役役に対して交付される、という株式報酬制度です。

本株主総会において本議案が承認可決された場合、本株主総会終結日の属する月の翌月以降の期間における職務執行の対価として取締役役に付与するポイント見合いの当社株式については、下記3.のとおり、当該株式について当社と各取締役役との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付すものとします。

なお、取締役役が当社株式の交付を受ける時期は、従前、退任時としていましたが、本株主総会において本議案が原案のとおり承認可決された場合には、本株主総会終結日の属する月の翌月以降の期間における職務執行の対価として取締役役に付与するポイント見合いの当社株式については、退任時ではなく、原則として信託期間中の毎事業年度における所定の時期とします（ただし、上記のとおり、退任時までの譲渡制限を付します。）。

<変更後の本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規定を制定します（なお、今回は、制定済みのものを取締役会決議により改定することを予定しております）。
- ② 当社は、2018年5月10日に設定済みである本信託につき、信託期間を延長したうえで、受託者に当社株式の追加取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）を追加信託します。
- ③ 受託者は、本信託内の金銭（前記②により当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を追加取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規定の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規定に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規定及び本信託にかかる信託契約に定める要件（⑦の譲渡制限契約の締結を含みます。）を満たした取締役は、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規定・信託契

約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付することがあります。

- ⑦ (本株主総会終結日の属する月の翌月以降の期間における職務執行の対価として取締役が付与するポイント見合いの当社株式については、) 上記⑥の受益権取得に先立ち、当社と当該取締役との間で、交付日から退任日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規定及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

(2) 信託期間・対象期間

本信託は、当初の信託期間を約3年間（2018年5月10日から2021年5月末日まで）として設定し、2021年2月24日開催の当社取締役会の決議により2024年5月末日まで継続することを決議しておりますが、これを3年間（2027年5月末日まで）延長します。ただし、下記（3）のとおり、さらに信託期間の延長を行うことがあります。

本制度の対象期間は、本株主総会終結日の翌日から2027年3月の定時株主総会終結の日までの期間とします。ただし、取締役会の決定により、2027年3月の定時株主総会終結の日の翌日から2030年3月の定時株主総会終結の日までの期間を新たな「対象期間」として設定できるものとし、以降も同様とします。

(3) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、本信託に対し、上記（2）の各対象期間中に、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、合計金450百万円を上限とする金銭を当該対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加拠出します。本信託は、本信託内の金銭（当社が追加信託した金銭のほか、本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、当社株式を、当社からの自己株式の処分を受ける方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、追加取得します。

注：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

なお、上記（2）のとおり新たな対象期間を設定した場合には、これに伴い、本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、新たに設定した当該対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、金450百万円を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（5）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します（当該対象期間終了後についても同様とします。）。

また、上記のように本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、変更前の本制度に基づきポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(4) 本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当社株式の追加取得は、当社からの自己株式処分を受ける方法による取得又は取引所市場からの取得を予定しております。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(3)の信託金の上限の範囲内で本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(5) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規定に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規定に定めるポイント付与日（原則として毎事業年度）において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、各対象期間（3年間）あたり 480,000 ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、変更前の本制度に基づき本株主総会終結日の属する月以前の期間における職務執行の対価として付与されたポイント見合いの当社株式の交付は、2018年3月28日開催の第71期定時株主総会における決議（以下「前回決議」といいます。）に従って行います。

なお、1ポイントは当社株式0.5株（※）とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数は、かかる分割比率・併合比率等に応じて合理的な調整されるものとします。

※ 本日付「株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」にて公表した、2024年7月1日を効力発生日として実施する株式分割（普通株式1株につき2株の割合をもって分割）により、当該効力発生日以降に交付する当社株式については、1ポイントあたりの当社株式は1株となる予定です。また、変更前の本制度に基づき本株主総会終結日の属する月以前の期間における職務執行の対価として付与されたポイントについては、当該効力発生日以降は、1ポイントあたりの当社株式数は2株となります。

③ 取締役に對する当社株式の交付

各取締役は、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手續を経ることを条件として、原則として信託期間中の毎事業年度に、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から当社株式の交付を受けます。ただし、上記②のとおり、変更前の本制度に基づき本株主総会終結日の属する月以前の期間における職務執行の対価として付与されたポイント見合いの当社株式については、前回決議のとおり、各取締役は原則としてその退任時に、本信託の受益者として、本信託から交付を受けるものとします。

なお、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭（当該換金額）を交付することがあります。

(6) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(7) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(8) 信託終了時における当社株式及び金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規定及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

3. 取締役へ交付される当社株式に係る譲渡制限契約

本株主総会終結日の属する月の翌月以降の期間における職務執行の対価として取締役に付与するポイント見合いの当社株式については、当社と取締役との間で譲渡制限契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ① 取締役は、本制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から取締役を退任する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該当社株式を無償で取得すること
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2018年5月10日
信託の期間	2018年5月10日～2027年5月末日（予定）
信託の目的	株式交付規定に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以 上